

第31回通常総会

日時 平成21年5月26日
16:30~17:30
場所 砂防会館別館 穂高会議室



社団法人 斜面防災対策技術協会

目 次

第 1 号議案	(1) 平成 20 年度事業報告	2
	(2) 平成 20 年度収支計算書	6
	(3) 正味財産増減計算書	8
	(4) 貸借対照表	9
	(5) 財産目録	10
	監査報告書	11
第 2 号議案	(1) 平成 21 年度事業計画 (案)	12
	(2) 平成 21 年度収支予算書 (案)	14
第 3 号議案	役員選任	32

第31回 通常総会 次第

日 時 平成21年5月26日(火)
16:30 ~ 17:30
場 所 砂防会館別館 穂高会議室

開 会

1. 挨拶
2. 議 事

第1号議案

平成20年度事業報告及び収支決算承認の件

第2号議案

平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件

第3号議案

役員選任の件

閉 会

第1号議案(1)

平成20年度事業報告

1. 総会及び理事会関係

(1) 総会

通常総会

平成20年5月25日(金)開催 於：砂防会館別館会議室(穂高)
(審議事項)

- ①平成19年度事業報告及び収支決算承認の件
- ②平成20年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件
- ③役員選任の件

(2) 理事会

第1回通常理事会

平成20年5月25日(金)開催 於：砂防会館別館会議室(穂高)
(審議事項)

- ①総会に付議する事項
- ②正会員入会の承認について
(報告事項)
- ③全国地すべり防止工事士会設立について
- ④災害協定の進捗状況について
- ⑤各委員会の活動報告

第2回通常理事会

平成20年9月24日(水)開催 於：砂防会館別館会議室(霧島)
(審議事項)

- ①表彰規程の改正(案)について
- ②創立30周年記念表彰者の決定について
- ③正会員の入会の承認について
- ④人事案件の同意について
- ⑤登録地すべり防止工事試験及び地すべり防止工事士技術講習会の開催会場数について
(報告事項)

- ⑥創立30周年記念式典について
- ⑦「斜面防災対策技術フォーラム'08」in 東京について
- ⑧「登録地すべり防止工事試験」について

(1)平成20年度一次試験受験者数について

- ⑨平成20年度地すべり防止工事士技術講習会について
- ⑩各委員会報告について(アンケート結果への対応について)

第3回通常理事会

平成21年3月19日(水)開催 於：砂防会館別館会議室(霧島)

(審議事項)

- ①平成 20 年度事業報告及び決算見込みについて
- ②平成 21 年度事業計画(案)及び予算概算見込みについて
- ③「登録地すべり防止工事試験」結果等について
 - (1)平成 20 年度一次試験結果報告
 - (2)平成 20 年度二次試験結果報告
 - (3)登録地すべり防止工事試験事務実施規程の改正について
 - (4)平成 21 年度技術講習(更新講習)予定者数
- ④正会員の入会の承認について
- ⑤人事案件の同意について

(報告事項)

- ⑥平成 21 年度地すべり防止技術研修について
- ⑦「斜面防災対策技術フォーラム'09」in について
- ⑧平成 21 年度年間行事予定(案)
- ⑨公益法人改革について
- ⑩各委員会報告について

(3) 会員数 20 年度末現在 271 社(19 年度末 295 社)
(新入会員 3 社、退会 27 社 24 会員減)

2. 試験関係

登録地すべり防止工事試験及び技術講習会を以下のとおり実施した。

(1) 登録地すべり防止工事試験

① 一次試験

平成 20 年 9 月 8 日(土)に札幌、仙台、東京、新潟、富山、金沢、長野、静岡、名古屋、大阪、岡山、高松及び福岡の 13 都市で実施した。

② 二次試験(面接)

平成 20 年 11 月 15 日(土)から 12 月 13 日(土)までの間の土曜日に金沢会場を除く一次試験と同一の 12 都市で実施した。

実受験者 349 名 合格者 207 名

(2) 技術講習会

平成 15 年登録者及び平成 19 年度未受講者を対象として、以下の講師等により 6 会場で実施した。

・ 仙台会場 平成 20 年 7 月 11 日(金)

(講師) 梅 村 順 日本大学 工学部土木工学科地盤研究室 専任講師
待 井 満 日特建設(株) 東北支店工事部 部長

・ 東京会場 平成 20 年 7 月 5 日(土)

(講師) 綱 木 亮 介 (株)砂防・地すべり技術センター 斜面防災部長
中 村 浩 之 東京農工大学 名誉教授

・ 新潟会場 平成 20 年 7 月 5 日(土)

(講師) 丸 井 英 明 新潟大学災害復興科学センター 教授
古 川 昭 夫 明治コンサルタント(株) 北陸支店 技師長

- ・ 大阪会場 平成 20 年 6 月 28 日 (土)
 (講師) 福 岡 浩 京都大学防災研究所 斜面災害研究センター 准教授
 荒 木 繁 幸 (株)ダイヤコンコンサルタント 関西支社長
- ・ 高松会場 平成 20 年 7 月 15 日 (火)
 (講師) 田 中 賢 治 国土防災技術(株) 緑化事業部長
 鷺 津 隆 廣 国土交通省四国地方整備局 四国山地砂防事務所
 副所長
- ・ 福岡会場 平成 20 年 7 月 26 日 (土)
 (講師) 眞 弓 孝 之 国土防災技術(株) 長崎支店 次長兼総括課長
 岩 松 暉 特定非営利活動法人地質情報整備・活用機構
 理事長・鹿児島大学 名誉教授)

受講者は、704 名

以上の結果、平成 20 年度末の「地すべり防止工事士」登録者数は、3,885 名となった。

3. 研修関係

- (1) 平成 20 年度地すべり防止技術講習は、(財) 全国建設研修センターと共催、国土交通省等の後援を得て、平成 20 年 5 月 15 日 (木) から 23 日 (木) までの間 (8 日間) に実施した。

受講者 17 名

4. 総務・広報関係

- (1) 斜面防災ニュースについては、未発刊であった。
 (2) 「地すべり防止工事士」の登録者名簿を作成し、関係機関に配布した。
 (3) 広報用パンフレットの発刊
 「自然のリスク 斜面災害から身を守る」編集委員会で木村基金の助成を得て、「自然のリスク斜面災害から身を守る」冊子を作成、会員、関係行政機関等へ配布した。
 (4) ホームページに最新・更新項目等を掲載し、内容の充実を図るとともに、会員への情報提供及び会員からの投稿等を行えるよう会員専用ページの設定作業を行った。

5. 技術関係

- (1) 第 11 回「斜面防災対策技術フォーラム' 08」 in 東京を千代田区平河町の砂防会館別館 (シェーンバッハ・サポー) にて開催した。

平成 20 年 9 月 25 日 (木)

- ・ 特別講演 (創立 30 周年記念事業と一緒)
- ・ 技術発表 発表編数 16 編
- ・ 特別討論 地すべり防止工事士の役割について

参加者 196 名

- (2) 技術委員会の3部会（地すべり・がけ崩れ・雪崩）において、技術図書発刊のための作業を行った。
- (3) 地すべり鋼管杭設計要領（平成15年改訂版）について、一部誤植等を修正の上増刷した。

6. 創立30周年記念事業の実施

- (1) 創立30周年記念式典を平成20年9月25日（木）砂防会館別館（シェーンバッハ・サポー）にて開催した。
 - ・会長代行挨拶
 - ・来賓挨拶 甲村謙友国土交通省河川局長
 - ・功績者表彰 本部支部の発展に尽力された方々並びに地すべり対策事業の発展に特に功績のあった方々30名を表彰
 - ・特別講演 藤吉洋一郎先生（大妻女子大学教授・元NHK解説委員）
演題「小さな被害に大きな教訓～土砂災害防止ソフト対策の課題」
- (2) 記念出版
記念講座集 CD-ROMで出版した。
- (3) 平成20年11月発刊の機関誌「斜面防災技術」104号を30周年記念号として発刊した。

7. 編集関係

- (1) 会誌「斜面防災技術」の第103～105号を発刊。特に、104号を30周年記念号として位置付け発刊した。
- (2) 会誌「斜面防災技術」編集のため、本部と支部編集委員による合同編集会議（平成20年4月20日（金））を開催した。
- (3) 座談会を四国支部（5月23日（金））及び九州支部・岡山県（9月12日（金））で開催した。

8. 全国事務局長会議

平成20年12月7日（木）岡山市において全国事務局長会議を開催し、支部との意思疎通を図った。

9. 他団体等への協賛等

以下の諸行事等に対して協賛した。

- (1) 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- (2) (社) 日本地すべり学会
- (3) 「川の日」中央行事
- (4) 雪崩防災シンポジウム（平成21年1月29日～30日 秋田県北秋田市）
- (5) 砂防図書館の共同事業者
- (6) 砂防ボランティア基金
- (7) 全国地すべり防止工事士会 等

第1号議案(2)

収 支 計 算 書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額(a)	決算見込額(b)	差 異(a-b)	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①入会金収入	200,000	600,000	△ 400,000	
入会金収入	200,000	600,000	△ 400,000	
②会費収入	40,780,000	39,970,000	810,000	
正会員会費収入	39,580,000	38,770,000	810,000	
賛助会員会費収入	1,200,000	1,200,000	0	
③事業収入	32,100,000	28,063,040	4,036,960	
印刷物頒布収入	7,000,000	4,039,100	2,960,900	
試験等事業収入	24,300,000	23,418,440	881,560	
技術フォーラム参加収入	800,000	605,500	194,500	
④雑収入	1,450,000	1,469,779	△ 19,779	
受取利息収入	50,000	47,779	2,221	
広告収入	800,000	819,000	△ 19,000	
雑収入	600,000	603,000	△ 3,000	
事業活動収入計	74,530,000	70,102,819	4,427,181	
2 事業活動支出				
①事業費支出				
役職員給与	9,600,000	9,600,000	0	
臨時雇用賃金	100,000	0	100,000	
試験等事業	19,000,000	14,184,037	4,815,963	
技術開発研究費	2,000,000	1,210,887	789,113	
技術フォーラム経費	3,200,000	2,886,693	313,307	
広報活動費	2,000,000	548,219	1,451,781	
創立30周年事業経費	6,000,000	2,719,987	3,280,013	
出版物支出経費	8,000,000	7,857,572	142,428	
広告宣伝費	500,000	136,450	363,550	
協賛金	1,800,000	1,710,000	90,000	
助成金	1,500,000	1,500,000	0	
事業費支出計	53,700,000	42,353,845	11,346,155	

科 目	予 算 額(a)	決算見込額(b)	差 異(a-b)	備 考
② 管理費支出				
役職員給与	3,500,000	5,752,960	△ 2,252,960	
退職金	0	0	0	
退職給与共済掛金	300,000	342,000	△ 42,000	
福利厚生費	1,800,000	1,968,212	△ 168,212	
会 議 費	5,700,000	3,925,962	1,774,038	
旅費交通費	1,300,000	918,480	381,520	
通信運搬費	600,000	502,326	97,674	
消耗品費	500,000	402,619	97,381	
消耗什器備品費	50,000	0	50,000	
印刷製本費	800,000	1,020,187	△ 220,187	
光熱水料費	700,000	708,687	△ 8,687	
諸 謝 金	700,000	600,000	100,000	
賃 借 料	6,330,000	6,330,000	0	
租税公課	300,000	70,000	230,000	
負担金支出	100,000	75,500	24,500	
雑 費	800,000	133,655	666,345	
管理費支出計	23,480,000	22,750,588	729,412	
事業活動支出計	77,180,000	65,104,433	12,075,567	
事業活動収支差額	△ 2,650,000	4,998,386	△ 7,648,386	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入				
事業運営積立資産取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
① 特定資産取得支出				
事業運営積立資産取崩支出	0	0	0	
② 固定資産取得支出	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入	0	0	0	
2 財務活動支出	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	121,528	0	519,845	
当期収支差額	△ 2,528,472	4,998,386	2,469,914	
前期繰越収支差額	2,771,458	2,771,458	0	
次期繰越収支差額	0	7,769,844	7,769,844	

第1号議案(3)

正味財産増減計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受取入金	600,000	200,000	400,000
受取入金合計	600,000	200,000	400,000
②受取会費			
受取正会員会費	38,770,000	41,660,000	△ 2,890,000
受取賛助会員会費	1,200,000	1,500,000	△ 300,000
会費収益合計	39,970,000	43,160,000	△ 3,190,000
③事業収益			
印刷物頒布収益	4,039,100	2,790,650	1,248,450
試験等事業収益	23,418,440	18,969,280	4,449,160
技術フォーラム参加収益	605,500	813,000	△ 207,500
事業収益合計	28,063,040	22,572,930	5,490,110
④受取補助金等			
受取民間助成金	0	3,000,000	△ 3,000,000
受取補助金等合計	0	3,000,000	△ 3,000,000
⑤雑収益			
受取利息収益	47,779	64,044	△ 16,265
広告収益	819,000	840,000	△ 21,000
雑収益	603,000	605,000	△ 2,000
雑収益合計	1,469,779	1,509,044	△ 39,265
経常収益合計	70,102,819	70,441,974	△ 339,155
(2) 経常費用			
①事業費			
役職員給与	9,600,000	9,600,000	0
臨時雇用賃金	0	0	0
試験等事業費	14,184,037	16,455,235	△ 2,271,198
技術開発研究費	1,210,887	9,467,964	△ 8,257,077
技術フォーラム経費	2,886,693	4,460,034	△ 1,573,341
広報活動費	548,219	4,732,554	△ 4,184,335
創立30周年事業経費	2,719,987	24,180	2,695,807
出版物支出経費	7,857,572	7,864,278	△ 6,706
広告宣伝費	136,450	396,450	△ 260,000
支払協賛金	1,710,000	1,770,000	△ 60,000
支払助成金	1,500,000	1,200,000	300,000
事業費合計	42,353,845	55,970,695	△ 13,616,850
①管理費			
役職員給与	5,752,960	5,016,920	736,040
退職金	0	481,000	△ 481,000
退職金給与共済掛金	342,000	300,000	42,000
福利厚生費	1,968,212	2,046,341	△ 78,129
会議費	3,925,962	5,986,911	△ 2,060,949
旅費交通費	918,480	1,442,360	△ 523,880
通信運搬費	502,326	521,418	△ 19,092
消耗品費	402,619	419,613	△ 16,994
消耗什器備品費	0	0	0
印刷製本費	1,020,187	942,143	78,044
光熱水料費	708,687	750,000	△ 41,313
諸謝金	600,000	658,050	△ 58,050
賃借料	6,330,000	6,317,000	13,000
租税公課	70,000	274,900	△ 204,900
支払負担金	75,500	75,500	0
雑費	133,655	469,510	△ 335,855
管理費合計	22,750,588	25,701,666	△ 2,951,078
経常費用合計	65,104,433	81,672,361	△ 16,567,928
当期経常増減額	4,998,386	△ 11,230,387	16,228,773
当期一般正味財産増減額	4,998,386	△ 9,658,304	14,656,690
一般正味財産期首残高	24,825,948	34,484,252	△ 9,658,304
一般正味財産期末残高	29,824,334	24,825,948	4,998,386
II 正味財産期末残高	29,824,334	24,825,948	4,998,386

第1号議案(4)

貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現 金	173,753	20,349	153,404
郵便振替口座	133,017	415,927	△ 282,910
普通預金	7,479,924	2,451,298	5,028,626
未 収 金	460,700	287,450	173,250
棚 卸 高	4,805,336	2,935,289	1,870,047
流動資産合計	13,052,730	6,110,313	6,942,417
2 固定資産			
(1) 特定資産			
事業運営積立資産	13,025,212	13,025,212	0
特定資産合計	13,025,212	13,025,212	0
(2) その他固定資産			
什器備品	265,868	265,868	0
電話加入権	228,121	228,121	0
敷 金	5,600,000	5,600,000	0
その他固定資産合計	6,093,989	6,093,989	0
固定資産合計	19,119,201	19,119,201	0
資産合計	32,171,931	25,229,514	6,942,417
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	48,000	0	48,000
立 替 金	13,886	0	13,886
預 り 金	415,664	403,566	12,098
流動負債合計	477,550	403,566	73,984
負債合計	477,550	403,566	73,984
III 正味財産の部			
一般正味財産	31,694,381	24,825,948	6,868,433
(うち特定資産への充当額)	13,025,212	13,025,212	0
負債及び正味財産合計	32,171,931	25,229,514	6,942,417

財 産 目 録

平成21年3月31日現在


(単位：円)


科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現 金	173,753	
預 金		
(1)郵便振替口座		
東京貯金事務センター	133,017	
(2)普通預金		
みずほ銀行新橋支店	5,216,766	
三井住友銀行日比谷通支店	2,263,158	
未 収 金	460,700	
棚 卸 高	4,805,336	
流動資産合計		13,052,730
2 固定資産		
(1)特定資産		
事業運営積立資産		
①普通預金		
三井住友銀行日比谷通支店	1,025,212	
②定期預金		
三井住友銀行日比谷通支店	12,000,000	
特定資産合計	13,025,212	
(2)その他固定資産		
什器備品	265,868	
敷 金	5,600,000	
電話加入権	228,121	
その他固定資産合計	6,093,989	
固定資産合計		19,119,201
資産合計		32,171,931
II 負債の部		
1 流動負債		
未 払 金	48,000	
立 替 金	13,886	
預 り 金	415,664	
流動負債合計		477,550
負債合計		477,550
正 味 財 産		31,694,381

平成20年度監査報告書

平成20年度 社団法人斜面防災対策技術協会の事業報告について、その事業内容及び活動状況並びに収支計算書・財務諸表について、その証拠書類及び諸帳簿を監査したところ、正確かつ適正であることを確認したので報告します。

平成21年5月12日

監 事 木 村 温 

監 事 阿 部 勝 雄 

第2号議案(1)

平成21年度事業計画(案)

1. 総会及び理事会関係

- (1) 第31回通常総会を平成21年5月26日(火)砂防会館別館にて開催する。
- (2) 理事会は、年3回(平成21年5月26日(火)、11月11日(水)、平成22年3月)開催する。
- (3) 会員数 4月1日現在 正会員256社、賛助会員 12社

2. 試験関係

登録地すべり防止工事試験及び技術講習会を以下のとおり実施する。
本年より試験時期を変更するため「登録地すべり防止工事試験事務実施規程」を改正する。(実施規程案)

(1) 登録地すべり防止工事試験

① 一次試験

平成21年6月20日(土)に札幌、仙台、東京、新潟、富山、金沢、長野、静岡、名古屋、大阪、岡山、高松及び福岡の13都市で実施する。

② 二次試験(面接)

平成21年9月上旬から10月上旬までの間の土曜日に一次試験会場の中から一次試験の結果を見て実施都市を決定する。

(2) 技術講習会

平成16年登録者及び平成20年度未受講者を対象として以下の会場で7月中に実施する。

仙台、東京、新潟、富山、大阪、高松、福岡の7会場

受講対象者は、7会場で856名である。

3. 研修関係

平成21年度地すべり防止技術研修を(財)全国建設研修センターと共催、国土交通省等の後援を得て、平成21年5月18日(月)から23日(土)までの間(6日間)に実施する。現地研修をオプションで実施することとした。

受講者 40名

4. 総務・広報関係

- (1) 「斜面防災ニュース」を会員及び行政関係機関等に配布する。
- (2) 「地すべり防止工事士」の登録者名簿を作成し、関係機関に配布する。
- (3) 最新・更新等を随時掲載し、また、会員専用ページを設け会員への情報提供及び

会員からの投稿を行えるようホームページの充実を図る。

5. 技術関係

- (1) 第12回「斜面防災対策技術フォーラム'09」in 東京をはーといん乃木坂において開催する。

平成21年11月12日(木) 10:00～17:40

- ・技術発表 発表編数 26編
- ・活動紹介 NPO法人の3地すべり工事士会(群馬、富山、長野)の活動紹介と質疑

- (2) 技術委員会の3部会(地すべり・がけ崩れ・雪崩)において、技術図書発刊のための作業を進める。

6. 編集関係

- (1) 会誌「斜面防災技術」の第106～108号を発刊する。
- (2) 会誌「斜面防災技術」編集のため、本部と支部編集委員による合同編集会議(平成21年4月10日(金))を開催する。
- (3) 座談会を長野県支部(5月15日(金))及び関西支部・和歌山県(日時未定)で開催する。

7. 全国事務局長会議

平成21年度中に東京で開催する。(日時未定)

8. 他団体等への協賛等

以下の諸行事等に対して協賛・助成する。

- (1) 土砂災害防止月間(6月1日～30日)
- (2) (社)日本地すべり学会
- (3) 「川の日」中央行事
- (4) 雪崩防災シンポジウム
- (5) 砂防図書館の共同事業者
- (6) 砂防ボランティア基金
- (7) 全国地すべり防止工事士会 等

登録地すべり防止工事試験事務実施規程（案）

平成 18 年 5 月 22 日登録

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、社団法人斜面防災対策技術協会（以下「協会」という。）が建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）に基づき登録を受けて実施する登録地すべり防止工事試験事務（以下「試験事務」という。）の実施に関し、同規則第 7 条の 10 の規定に基づき必要な事項を定める。

（試験事務実施の基本方針）

第 2 条 試験事務は、この規程により、厳正、确实、かつ、公正に実施するものとする。

（試験事務を行う時間及び休日）

第 3 条 試験事務を行う時間は、休日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 試験の実施日に試験事務を行う場合については、前項の規定は適用しない。

3 第 1 項の休日は、次のとおりとする。

（1）土曜日・日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（3）12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日（前号に掲げる日を除く）

（4）協会会長（以下「会長」という。）の定める日

（試験事務を行う事務所）

第 4 条 試験事務を行う事務所は、次のとおりとする。

事務所 社団法人斜面防災対策技術協会

所在地 東京都港区新橋五丁目 30 番 7 号

（試験の実施時期及び試験地）

第 5 条 試験の実施時期及び試験地は、原則として、次のとおりとする。

（1）試験の実施時期 一次試験 6 月上旬

二次試験 9 月上旬から 10 月上旬の間

（2）試験地 全国 7 カ所以上

第2章 受験資格

(受験資格)

第6条 試験は、地すべり防止工事等に関し5年以上の実務経験を有する者で、実務経験年数のうち1年以上の指導監督的実務経験を有する者でなければ、これを受けることができない。

(欠格)

第7条 次の事項に該当する者は、受験することができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(試験の免除)

第8条 第6条に該当する者のうち、次表の左欄に掲げる者については、申請により同表の右欄に掲げる試験の免除を受けることができるものとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
① 一次試験に合格し、二次試験に不合格となった者で、次年度以降3年以内に受験する者	一次試験のうち基礎的知識問題及び専門的知識問題
② 技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）による技術士で、建設部門（選択科目を土質及び基礎、河川、砂防及び海岸・海洋、道路とするものに限る）、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）、林業部門（選択科目を森林土木とするものに限る）、応用理学部門（選択科目を地質、地球物理及び地球化学とするものに限る）及び環境部門を取得した者	一次試験のうち基礎的知識問題

第3章 受験の申込み等

(受験の申込み)

第9条 試験を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 受験願書（協会所定のもの）
- (2) 実務経験証明書（協会所定のもの）
- (3) 受験票、写真票（協会所定のもの）
- (4) 住民票（抄本）
- (5) 試験の一部免除申請書、免除の対象となる資格等の写し（試験の一部免除を申請する者）

(受験申込書の審査・受理)

第10条 受験の申込みがあったときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- (1) 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること
- (2) 必要な書類が添付されていること
- (3) 受験申込者が第6条に規定する受験資格を有している者であること
- (4) 第11条に規定する受験手数料が払い込まれていること

2 前項の審査は、受験申込書及び添付書類により行うものとする。

3 第1項の場合において、受験申込書又は添付書類に不備を認めるときは補正させた後、受理するものとする。

第4章 受験手数料等

(受験手数料)

第11条 受験手数料の金額は、一次試験12,000円、二次試験7,000円とする。

(受験手数料の収納)

第12条 受験しようとする者は、受験手数料を郵便振替により納付し、振込の際発行される郵便振替払込受領証の写しを受験願書に貼付しなければならない。

2 前項の振込に要する費用は、受験申請者の負担とする。

(受験手数料の返還)

第13条 収納した受験手数料は、原則として次に掲げる場合を除き返還しない。

- (1) 第10条の審査の結果、受験資格を有しないと認められたとき
- (2) 協会の責に帰すべき事由により試験を受けることができなかったとき

(受験手数料の返還方法)

第14条 受験手数料の返還は、次の方法により行う。

- (1) 返還する理由を通知し、受験申請者が指定する銀行口座若しくは受験申請者あて郵便小為替をもって返還する。
- (2) 返還する金額は、受験手数料から所要の手数を差し引いた金額とする。

第5章 試験の実施方法等

(試験の公告)

第15条 試験の実施期日、実施場所、その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめポスター、協会ホームページ、機関誌等により公告する。

(試験の内容)

第16条 一次試験は、建設業法施行規則第7条の8第1号の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間を標準として次の試験を行う。

- (1) 地すべりに関する基礎的知識
 - (2) 地すべりに関する専門的知識及び体験記述
- 2 二次試験は、適格性についての口頭試問を行う。

(試験会場の運営)

第17条 次章に規定する試験実行委員会は、試験の実施に当たって、試験を厳正かつ円滑に行うため、総括試験監理者及び試験監理者を選任し、各試験会場に配置する。

- 2 総括試験監理者は、試験会場の責任者として一切を指揮し、試験の実施を監理する。
- 3 試験監理者は、試験会場における試験の実施、試験用紙の配布、解答用紙の回収、整理を行う。
- 4 総括試験監理者及び試験監理者は、厳正かつ公正に試験を実施しなければならない。

(試験に関する一般事項)

第18条 試験においては、当該試験に係る受験票を提示しない者は、原則として受験することができない。

- 2 試験開始後30分までの遅刻者は、受験を認めるものとする。
- 3 受験者の試験会場からの退席は、試験開始後30分経過後でなければ認めないものとする。
- 4 試験時に配布した試験問題用紙等は、解答用紙を除き、特に指定しない限り受験者に持ち帰らせてよいものとする。

(受験中止の措置等)

第19条 試験監理者は、試験において不正行為があった者に対しては、受験を中止させ、退場させる。

- 2 試験監理者は、前項のほか、試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。
- 3 総括試験監理者は、前2項の規定に基づく退場者があった場合には、遅滞なく、その氏名、退場させた試験の年月日及び退場させた理由等を協会会長へ報告するものとする。

(試験問題等の公表)

第20条 終了した試験の問題及び合格判定基準は、協会ホームページ等で公表する。

第6章 試験実行委員会

(試験実行委員会の設置)

第21条 試験の準備及び監督等の運営を行わせるため、試験実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

- 2 実行委員会委員（以下「実行委員」という。）の定数は、5名以内とし、会長が選任し、委嘱する。
- 3 実行委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

(実行委員長)

第22条 実行委員会に委員長（以下「実行委員長」という。）を置く。

- 2 実行委員長は、実行委員の互選により選任する。
- 3 実行委員長は、実行委員会の職務を統括する。
- 4 実行委員長に事故があるときは、実行委員長があらかじめ指名した実行委員が、その職を代理する。

(会議及び議決)

第23条 実行委員会は、実行委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

第7章 試験委員会

(目的及び設置)

第24条 試験問題及び採点基準並びに合格判定基準等について審議するため、合議制の試験委員会を置く。

(組織及び試験委員の選任等)

第25条 試験委員会は、建設業法施行規則第7条の6第1項第2号イ及びロに該当する者2名以上を含む10名以上の試験委員によって組織する。

- 2 試験委員は、会長が選任し、委嘱する。
- 3 試験委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第26条 試験委員会に委員長（以下「試験委員長」という。）を置く。

- 2 試験委員長は、試験委員の互選により選任する。
- 3 試験委員長は、試験委員会の職務を統括する。
- 4 試験委員長に事故があるときは、試験委員長があらかじめ指名した試験委員が、その職を代理する。

(試験委員の解任)

第27条 会長は、試験委員が次のいずれかに該当する場合は、その試験委員を解任する。

- (1) 職務上の義務違反その他試験委員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (3) 試験委員から辞任の申し出があったとき

(試験委員会の職務)

第28条 試験委員会は、試験問題及び採点基準を作成するほか、合格判定基準を定めるものとする。

(会議及び議決)

第29条 試験委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 試験問題及び採点基準並びに合格判定基準については、試験委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

第8章 合否の判定方法等

(試験の合格判定基準)

第30条 試験の合格判定基準は、次に定めるところを標準とする。

- (1) 一次試験の合格基準は60%以上とする。
- (2) 二次試験の合格基準は60%以上とする。

(合否の判定等)

第31条 一次試験、二次試験ともに答案の採点、合否の判定は、試験委員会が行うものとする。

- 2 会長は、試験委員会の合否の判定を受け合格者を決定するものとする。
- 3 合格者は、本人に通知するとともに、協会の機関誌等で公表するものとする。

第9章 合格証明書の交付等

(合格証明書の交付)

第32条 会長は、二次試験に合格した者に対し、合格証明書を交付する。

(再交付)

第33条 合格者は、合格証明書の再交付を申請することができる。

- 2 再交付を申請する者は、必要な事項を記載した再交付申請書(様式は、会長が別に定める。)を提出するとともに、会長が実費を勘案して別に定める額の手数料を納入しなければならない。

第10章 雑 則

(受験者の不正行為に対する措置)

第34条 会長は、不正の方法により試験を受け、又は受けようとした者に対し、試験を受けることを禁じ、又はその合格を無効とすることができる。

(天災等の措置)

第35条 天災その他の事由が発生したときの試験等の実施についての細目は、あらかじめ会長が別に定める。

(秘密の保持)

第36条 協会役員若しくは試験事務に携わった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第37条 保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により保存しなければならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第38条 帳簿及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|---|------------------------|
| (1) 建設業法施行規則第7条の16第1項の帳簿及び第2項のファイル又は磁気ディスク等 | …………… 登録試験事務の全部を廃止するまで |
| (2) 受験申込書及び添付資料 | …………… 試験を実施した日から3年間 |
| (3) 終了した試験の問題及び答案用紙 | …………… 試験を実施した日から3年間 |

(帳簿及び種類の保存方法)

第39条 前条に規定する帳簿等は、確実かつ秘密の漏れることのない方法で保存するものとする。

2 保存期間経過後の帳簿等は、復元することができない方法により廃棄するものとする。

(試験事務の細目)

第40条 この規程に定めるもののほか、試験事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

第1条 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

第2条 本規程第6条に該当する者のうち、次表の左欄に掲げる者については、申請により同表の右欄に掲げる試験の免除を受けることができるものとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
<p>① 平成15年度から平成17年度までの間において協会及び財団法人全国建設研修センターが実施した「地すべり防止技術研修」を受講し、修了した者で、修了年度の次年度以降3年以内に受験する者</p>	<p>一次試験のうち基礎的知識問題</p>
<p>② 平成15年度から平成17年度までの間において協会及び財団法人全国建設研修センターが実施した「地すべり防止技術研修」を受講し、修了した者のうち、成果評定試験で60%以上の得点により優秀と認められた者で、修了年度の次年度以降3年以内に受験する者</p>	<p>一次試験のうち基礎的知識問題及び専門的知識問題</p>

附 則

第1条 この規程は、平成21年 月 日から施行する。

登録地すべり防止工事試験事務実施規程新旧対照表

現	行	改	正
<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、社団法人斜面防災対策技術協会（以下「協会」という。）が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）に基づき登録を受けて実施する登録地すべり防止工事試験事務（以下「試験事務」という。）の実施に関し、同規則第7条の10の規定に基づき必要な事項を定める。</p> <p>(試験事務実施の基本方針) 第2条 試験事務は、この規程により、厳正、確実、かつ、公正に実施するものとする。</p> <p>(試験事務を行う時間及び休日) 第3条 試験事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 試験の実施日に試験事務を行う場合については、前項の規定は適用しない。</p> <p>3 第1項の休日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土曜日・日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く） (4) 協会展長（以下「会長」という。）の定める日</p> <p>(試験事務を行う事務所) 第4条 試験事務を行う事務所は、次のとおりとする。</p> <p>事務所 社団法人斜面防災対策技術協会 所在地 東京都港区新橋五丁目30番7号</p> <p>(試験の実施時期及び試験地) 第5条 試験の実施時期及び試験地は、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(1) 試験の実施時期 一次試験 9月上旬 二次試験 11月上旬から12月上旬の間 全国7カ所以上</p> <p>(2) 試験地 第2章 受験資格</p> <p>(受験資格) 第6条 試験は、地すべり防止工事等に関し5年以上の実務経験を有する者で、実務経験年数のうち1年以上の指導監督的実務経験を有する者でなければ、これを受けることができない。</p>	<p>(試験の実施時期及び試験地) 第5条 試験の実施時期及び試験地は、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(1) 試験の実施時期 一次試験 6月中旬 二次試験 9月上旬から10月上旬の間 全国7カ所以上</p> <p>(2) 試験地</p>		

(欠格)
 第7条 次の事項に該当する者は、受験することができない。
 (1) 成年被後見人又は被保佐人
 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

(試験の免除)
 第8条 第6条に該当する者のうち、次表の左欄に掲げる者については、申請により同表の右欄に掲げる試験の免除を受けることができるものとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
① 一次試験に合格し、二次試験に不合格となつた者で、次年度以降3年以内に受験する者	一次試験のうち基礎的知識問題及び専門的知識問題
② 技術士法〔昭和58年4月27日法律第25号〕による技術士で、建設部門（選択科目を土質及び基礎、河川、砂防及び海岸・海洋、道路とするものに限る）、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）、林業部門（選択科目を森林土木とするものに限る）、応用理学部門（選択科目を地質、地球物理及び地球化学とするものに限る）及び環境部門を取得した者	一次試験のうち基礎的知識問題

第3章 受験の申込み等

(受験の申込み)
 第9条 試験を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。
 (1) 受験願書（協会所定のもの）
 (2) 実務経験証明書（協会所定のもの）
 (3) 受験票、写真票（協会所定のもの）
 (4) 住民票（抄本）
 (5) 試験の一部免除申請書、免除の対象となる資格等の写し（試験の一部免除を申請する者）

現 行	改 正
<p>(受験申込書の審査・受理) 第10条 受験の申し込みがあったときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること (2) 必要な書類が添付されていること (3) 受験申込者が第6条に規定する受験資格を有している者であること (4) 第11条に規定する受験手数料が払い込まれていること <p>2 前項の審査は、受験申込書及び添付書類により行うものとする。</p> <p>3 第1項の揚合において、受験申込書又は添付書類に不備を認めるときは補正させた後、受理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 受験手数料等</p> <p>(受験手数料) 第11条 受験手数料の金額は、一次試験12,000円、二次試験7,000円とする。</p> <p>事務所 社団法人斜面防災対策技術協会 所在地 東京都港区新橋五丁目30番7号</p> <p>(受験手数料の収納) 第12条 受験しようとする者は、受験手数料を郵便振替により納付し、振込の際発行される郵便振替払込受領証の写しを受験願書に貼付しなければならない。</p> <p>2 前項の振込に要する費用は、受験申請者の負担とする。</p> <p>(受験手数料の返還) 第13条 収納した受験手数料は、原則として次に掲げる場合を除き返還しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第10条の審査の結果、受験資格を有しないと認められたとき (2) 協会の責に帰すべき事由により試験を受けることができなかったとき <p>(受験手数料の返還方法) 第14条 受験手数料の返還は、次の方法により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 返還する理由を通知し、受験申請者が指定する銀行口座若しくは受験申請者あて郵便小為替をもって返還する。 (2) 返還する金額は、受験手数料から所要の手数を差し引いた金額とする。 <p style="text-align: center;">第5章 試験の実施方法等</p> <p>(試験の公告) 第15条 試験の実施期日、実施場所、その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめポスター、協会ホームページ、機関誌等により公告する。</p>	

現 行	改 正
<p>(試験の内容)</p> <p>第16条 一次試験は、建設業法施行規則第7条の8第1号の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間を標準として次の試験を行う。</p> <p>(1) 地すべりに関する基礎的知識 (2) 地すべりに関する専門的知識及び体験記述</p> <p>2 二次試験は、適格性についての口頭試問を行う。</p> <p>(試験会場の運営)</p> <p>第17条 次章に規定する試験実行委員会は、試験の実施に当たって、試験を厳正かつ円滑に行うため、総括試験監理者及び試験監理者を選任し、各試験会場に配置する。</p> <p>2 総括試験監理者は、試験会場の責任者として一切を指揮し、試験の実施を監理する。</p> <p>3 試験監理者は、試験会場における試験の実施、試験用紙の配布、解答用紙の回収、整理を行う。</p> <p>4 総括試験監理者及び試験監理者は、厳正かつ公正に試験を実施しなければならない。</p> <p>(試験に関する一般事項)</p> <p>第18条 試験においては、当該試験に係る受験票を提示しない者は、原則として受験することができない。</p> <p>2 試験開始後30分までの遅刻者は、受験を認めるものとする。</p> <p>3 受験者の試験会場からの退席は、試験開始後30分経過後でなければ認めないものとする。</p> <p>4 試験時に配布した試験問題用紙等は、解答用紙を除き、特に指定しない限り受験者に持ち帰らせてよいものとする。</p> <p>(受験中止の措置等)</p> <p>第19条 試験監理者は、試験に於いて不正行為があった者に対しては、受験を中止させ、退場させる。</p> <p>2 試験監理者は、前項のほか、試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。</p> <p>3 総括試験監理者は、前2項の規定に基づき退場させた場合には、遅滞なく、その氏名、退場させた試験の年月日及び退場させた理由等を協会会長へ報告するものとする。</p> <p>(試験問題等の公表)</p> <p>第20条 終了した試験の問題及び合否判定基準は、協会ホームページ等で公表する。</p>	

現	行	改	正
<p>第6章 試験実行委員会</p> <p>(試験実行委員会の設置)</p> <p>第21条 試験の準備及び監督等の運営を行わせるため、試験実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。</p> <p>2 実行委員会委員（以下「実行委員」という。）の定数は、5名以内とし、会長が選任し、委嘱する。</p> <p>3 実行委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。</p> <p>(実行委員長)</p> <p>第22条 実行委員会に委員長（以下「実行委員長」という。）を置く</p> <p>2 実行委員長は、実行委員の互選により選任する。</p> <p>3 実行委員長は、実行委員会の職務を統括する。</p> <p>4 実行委員長に事故あるときは、実行委員長があらかじめ指名した実行委員が、その職を代理する。</p> <p>(会議及び議決)</p> <p>第23条 実行委員会は、実行委員長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。</p> <p>第7章 試験委員会</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第24条 試験問題及び採点基準並びに合格判定基準等について審議するため、合議制の試験委員会を置く。</p> <p>(組織及び試験委員の選任等)</p> <p>第25条 試験委員会は、建設業法施行規則第7条の6第1項第2号イ及びびロに該当する者2名以上を含む10名以上の試験委員によって組織する。</p> <p>2 試験委員は、会長が選任し、委嘱する。</p> <p>3 試験委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第26条 試験委員会に委員長（以下「試験委員長」という。）を置く</p> <p>2 試験委員長は、試験委員の互選により選任する。</p> <p>3 試験委員長は、試験委員会の職務を統括する。</p> <p>4 試験委員長に事故あるときは、試験委員長があらかじめ指名した試験委員が、その職を代理する。</p>	<p>第6章 試験実行委員会</p> <p>(試験実行委員会の設置)</p> <p>第21条 試験の準備及び監督等の運営を行わせるため、試験実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。</p> <p>2 実行委員会委員（以下「実行委員」という。）の定数は、5名以内とし、会長が選任し、委嘱する。</p> <p>3 実行委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。</p> <p>(実行委員長)</p> <p>第22条 実行委員会に委員長（以下「実行委員長」という。）を置く</p> <p>2 実行委員長は、実行委員の互選により選任する。</p> <p>3 実行委員長は、実行委員会の職務を統括する。</p> <p>4 実行委員長に事故あるときは、実行委員長があらかじめ指名した実行委員が、その職を代理する。</p> <p>(会議及び議決)</p> <p>第23条 実行委員会は、実行委員長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。</p> <p>第7章 試験委員会</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第24条 試験問題及び採点基準並びに合格判定基準等について審議するため、合議制の試験委員会を置く。</p> <p>(組織及び試験委員の選任等)</p> <p>第25条 試験委員会は、建設業法施行規則第7条の6第1項第2号イ及びびロに該当する者2名以上を含む10名以上の試験委員によって組織する。</p> <p>2 試験委員は、会長が選任し、委嘱する。</p> <p>3 試験委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第26条 試験委員会に委員長（以下「試験委員長」という。）を置く</p> <p>2 試験委員長は、試験委員の互選により選任する。</p> <p>3 試験委員長は、試験委員会の職務を統括する。</p> <p>4 試験委員長に事故あるときは、試験委員長があらかじめ指名した試験委員が、その職を代理する。</p>		

現	行	改 正
<p>(試験委員の解任) 第27条 会長は、試験委員が次のいずれかに該当する場合は、その試験委員を解任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職務上の義務違反その他試験委員としてふさわしくなく行ない行為があったとき (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき (3) 試験委員から辞任の申し出があったとき <p>(試験委員会の職務) 第28条 試験委員会は、試験問題及び採点基準を作成するほか、合格判定基準を定めるものとする。</p> <p>(会議及び議決) 第29条 試験委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 試験問題及び採点基準並びに合格判定基準については、試験委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決することによる。 3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。 <p style="text-align: center;">第8章 合格の判定方法等</p> <p>(試験の合格判定基準) 第30条 試験の合格判定基準は、次に定めるところを標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一次試験の合格基準は60%以上とする。 (2) 二次試験の合格基準は60%以上とする。 <p>(合否の判定等) 第31条 一次試験、二次試験ともに答案の採点、合否の判定は、試験委員会が行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、試験委員会の合否の判定を受け合格者を決定するものとする。 3 合格者は、本人に通知するとともに、協会の機関誌等で公表するものとする。 <p style="text-align: center;">第9章 合格証明書の交付等</p> <p>(合格証明書の交付) 第32条 会長は、二次試験に合格した者に対し、合格証明書を交付する。</p> <p>(再交付) 第33条 合格者は、合格証明書の再交付を申請することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 再交付を申請する者は、必要な事項を記載した再交付申請書(様式は、会長が別に定める。)を提出するとともに、会長が実費を勘案して別に定める額の手数料を納入しなければならない。 		

現	行	改 正
<p>第10章 雑則</p> <p>(受験者の不正行為に対する措置) 第34条 会長は、不正の方法により試験を受け、又は受けようとした者に対し、試験を受けることを禁じ、又はその合格を無効にすることができる。</p> <p>(天災等の措置) 第35条 天災その他の事由が発生したときの試験等の実施についての細目は、あらかじめ会長が別に定める。</p> <p>(秘密の保持) 第36条 協会役員若しくは試験事務に携わった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(帳簿及び書類の保存) 第37条 保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により保存しなければならない。</p> <p>(帳簿及び書類の保存期間) 第38条 帳簿及び書類の保存期間は、次のとおりとする。 (1) 建設業法施行規則第7条の16第1項の帳簿及び第2項のファイル又は磁気ディスク等 ----- 登録試験事務の全部を廃止するまで (2) 受験申込書及び添付資料 ----- 試験を実施した日から3年間 (3) 終了した試験の問題及び答案用紙 --- 試験を実施した日から3年間</p> <p>(帳簿及び書類の保存方法) 第39条 前条に規定する帳簿等は、確実かつ秘密の漏れることのない方法で保存するものとする 2 保存期間経過後の帳簿等は、復元することができない方法により廃棄するものとする。</p> <p>(試験事務の細目) 第40条 この規程に定めるもののほか、試験事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。</p>		

現 行	改 正						
<p>附則 第1条 この規程は、平成18年6月1日から施行する。</p> <p>第2条 本規程第6条に該当する者のうち、次表の左欄に掲げる者については、申請により同表の右欄に掲げる試験の免除を受けることができるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 1144 963 2036"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1579 491 2036">免除を受けることができる者</th> <th data-bbox="459 1144 491 1579">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1579 699 2036">① 平成15年度から平成17年度までの間において協会及び財団法人全国建設研修センターが実施した「地すべり防止技術研修」を受講し、終了した者で、修了年度の次年度以降3年以内に受験する者</td> <td data-bbox="491 1144 699 1579">一次試験のうち基礎的知識問題 防止 技術研修」を受講し、終了した者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1579 963 2036">② 平成15年度から平成17年度までの間において協会及び財団法人全国建設研修センターが実施した「地すべり防止技術研修」を受講し、終了した者のうち、成績評定試験で60%以上の得点により優秀と認められた者で、修了年度の次年度以降3年以内に受験する者</td> <td data-bbox="699 1144 963 1579">一次試験のうち基礎的知識問題及び専門的知識問題</td> </tr> </tbody> </table>	免除を受けることができる者	免除の範囲	① 平成15年度から平成17年度までの間において協会及び財団法人全国建設研修センターが実施した「地すべり防止技術研修」を受講し、終了した者で、修了年度の次年度以降3年以内に受験する者	一次試験のうち基礎的知識問題 防止 技術研修」を受講し、終了した者	② 平成15年度から平成17年度までの間において協会及び財団法人全国建設研修センターが実施した「地すべり防止技術研修」を受講し、終了した者のうち、成績評定試験で60%以上の得点により優秀と認められた者で、修了年度の次年度以降3年以内に受験する者	一次試験のうち基礎的知識問題及び専門的知識問題	<p>附則 (平成18年6月1日施行) 第1条 この規程は、平成18年6月1日から施行する。 第2条</p> <p>附則 (平成21年 月 日施行) 第1条 この規程は、平成21年 月 日から施行する。</p>
免除を受けることができる者	免除の範囲						
① 平成15年度から平成17年度までの間において協会及び財団法人全国建設研修センターが実施した「地すべり防止技術研修」を受講し、終了した者で、修了年度の次年度以降3年以内に受験する者	一次試験のうち基礎的知識問題 防止 技術研修」を受講し、終了した者						
② 平成15年度から平成17年度までの間において協会及び財団法人全国建設研修センターが実施した「地すべり防止技術研修」を受講し、終了した者のうち、成績評定試験で60%以上の得点により優秀と認められた者で、修了年度の次年度以降3年以内に受験する者	一次試験のうち基礎的知識問題及び専門的知識問題						

第2号議案(2)

収 支 予 算 書 (案)

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額 (a)	前年度予算額 (b)	増 減 (a-b)	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①入会金収入	200,000	200,000	0	
入会金収入	200,000	200,000	0	
②会費収入	37,040,000	40,780,000	△ 3,740,000	
正会員会費収入	35,840,000	39,580,000	△ 3,740,000	
賛助会員会費収入	1,200,000	1,200,000	0	
③事業収入	27,340,000	32,100,000	△ 4,760,000	
印刷物頒布収入	3,500,000	7,000,000	△ 3,500,000	
試験等事業収入	23,340,000	24,300,000	△ 960,000	
技術フォーラム参加収入	500,000	800,000	△ 300,000	
④雑収入	1,450,000	1,450,000	0	
受取利息収入	50,000	50,000	0	
広告収入	800,000	800,000	0	
雑 入	600,000	600,000	0	
事業活動収入計	66,030,000	74,530,000	△ 8,500,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
役職員給与	13,650,000	9,600,000	4,050,000	
臨時雇用賃金	100,000	100,000	0	
試験等事業	16,000,000	19,000,000	△ 3,000,000	
技術開発研究費	2,000,000	2,000,000	0	
技術フォーラム経費	4,000,000	3,200,000	800,000	
広報活動費	2,000,000	2,000,000	0	
創立30周年事業経費	0	6,000,000	△ 6,000,000	
出版物支出経費	8,500,000	8,000,000	500,000	
広告宣伝費	500,000	500,000	0	
協 賛 金	1,800,000	1,800,000	0	
助 成 金	1,500,000	1,500,000	0	
事業費支出計	50,050,000	53,700,000	△ 3,650,000	
②管 理 費				
役職員給与	2,950,000	3,500,000	△ 550,000	
退職金	0	0	0	
退職給与共済掛金	390,000	300,000	90,000	
福利厚生費	1,900,000	1,800,000	100,000	
会 議 費	5,000,000	5,700,000	△ 700,000	
旅費交通費	1,100,000	1,300,000	△ 200,000	
通信運搬費	600,000	600,000	0	
消耗品費	500,000	500,000	0	

科 目	予 算 額 (a)	前年度予算額 (b)	増 減 (a-b)	備 考
印刷製本費	1,130,000	800,000	330,000	
光熱水料費	750,000	700,000	50,000	
消耗什器備品費	50,000	50,000	0	
諸 謝 金	700,000	700,000	0	
賃 借 料	6,330,000	6,330,000	0	
租税公課	300,000	300,000	0	
負担金支出	100,000	100,000	0	
雑 費	800,000	800,000	0	
管 理 費 計	22,600,000	23,480,000	△ 880,000	
事業活動支出計	72,650,000	77,180,000	△ 4,530,000	
事業活動収支差額	△ 6,620,000	△ 2,650,000	△ 3,970,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入				
事業運営積立資産取崩収入	0	0	0	
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
①特定資産取得支出	1,000,000	0	1,000,000	
事業運営積立資産取得支出	1,000,000	0	1,000,000	
退職給付引当資産取得支出	0	0	0	
②固定資産取得支出	0	0	0	
投資活動支出計	1,000,000	0	1,000,000	
投資活動収支差額	△ 1,000,000	0	△ 1,000,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	
2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予 備 費 支 出	149,844	121,458	28,386	
当期収支差額	△ 7,769,844	△ 2,771,458	△ 4,998,386	
前期繰越収支差額	7,769,844	2,771,458	4,998,386	
次期繰越収支差額	0	0	0	

第3号議案

役員選任の件

役員を選任（案） 別紙のとおり

第3号議案

役員選任(案)

役職	氏名	職歴	備考
理事	朝日 敏治	国土防災技術 北海道支社長	北海道支部
	奥山 和彦	奥山ボーリング 代表取締役社長	東北支部
	大園 重秋	NEIC (リアタイム地震情報利用協議会) 技術士	関東支部
	島原 利昭	備興和 代表取締役社長	北陸新潟県支部
	田中 実	ダイチ 会長	北陸富山支部
	尾藤 博	備ホクコク 地水 代表取締役社長	北陸石川県支部
	宮下 寛彦	国土防災技術 長野支店長	中部長野県支部
	土屋 靖司	備富士和 代表取締役社長	中部静岡県支部
	相山外代司	川崎地質 中部支社長	中部東海支部
	柴田 芳彰	三菱マテリアルテクノ 執行役員	関西支部
	高橋 尚城	備エイト コンサルタント 取締役常務執行役員	中国支部
	唼 耕司	菅業工業 代表取締役社長	四国支部
	福田 久弥	日本地研 代表取締役社長	九州支部
	五十嵐 武	利根コンサルタント 代表取締役社長	
	小野 慎吾	日本工営 国土保全事業部長	
	加藤 邦雄	国土防災技術 代表取締役社長	
	監事	瀬尾 克美	備プレック 研究 顧問 防災・砂防研究センター長
友松 靖夫		共生機研 取締役会長	
藤田 謙雄		備アイエヌケー 代表取締役会長	
松下 忠洋		前衆議院議員	
山川 雅弘		明治コンサルタント 代表取締役社長	
相浦 俊雄		(社) 斜面防災対策技術協会 専務理事	
木村 温		技研興業 取締役常務執行役員	
阿部 勝雄		税理士	

役職	氏名	職歴	備考
理事	朝日 敏治	国土防災技術北海道 代表取締役社長	北海道支部
	奥山 和彦	奥山ボーリング 代表取締役社長	東北支部
	上野 雄一	日本工営 国土保全事業部副技師長	関東支部
	島原 利昭	備興和 代表取締役社長	北陸新潟県支部
	村尾 千尹	備村尾地研 代表取締役	北陸富山支部
	尾藤 博	備ホクコク 地水 代表取締役社長	北陸石川県支部
	宮下 寛彦	国土防災技術 参与	中部長野県支部
	土屋 靖司	備富士和 代表取締役社長	中部静岡県支部
	相山外代司	川崎地質 中部支社長	中部東海支部
	柴田 芳彰	三菱マテリアルテクノ 執行役員	関西支部
	高橋 尚城	備エイト 日本技術開発 取締役	中国支部
	唼 耕司	菅業工業 代表取締役社長	四国支部
	福田 久弥	日本地研 代表取締役社長	九州支部
	小野 慎吾	日本工営 国土保全事業部長	
	加藤 邦雄	国土防災技術 代表取締役社長	
	坂口 哲夫	(財) 砂防プロジェクト 整備推進機構 総括研究員	
	監事	土屋 智	静岡大学 農学部 教授
山川 雅弘		明治コンサルタント 代表取締役社長	
吉松 弘行		備アイエヌケー 取締役	
若林 直樹		備日さく 取締役 東日本支社長兼調査総括本部長	
相浦 俊雄		(社) 斜面防災対策技術協会 専務理事	
木村 温		技研興業 取締役常務執行役員	
阿部 勝雄		税理士	